



KOYANO REPORT

—会計・税務の知識—

退職所得の勤続年数の計算

1. 退職所得控除額の計算

退職所得控除額の計算の基礎となるのは、勤続年数であり、その算定は、図表1の通りです。

退職手当を支払う勤務先において引き続き勤務した期間を勤続期間といい、勤続期間により勤続年数を計算します。1年未満の端数は切り上げます。

図表-1

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (ただし、最低80万円)
20年超の場合	800万円＋ 70万円×(勤続年数－20年)

2. 退職手当の支払い者以外の者の下において勤務しその期間も勤続年数に含める場合

①退職所得者が、退職手当等の支払者の下において勤務しなかった期間に他の者の下で勤務したことがある場合に、その「他の者の下において勤務した期間」を含めて、勤続年数を計算しているとき。

②退職所得者が、手当等の支払者から前に退職手当等の支払いを受けたことがある場合で、その「前に支払を受けた退職手当等の支払金額の基礎とされた期間」を含めて、勤続年数を計算しているとき。

このような場合には、「他の者の下において勤務した期間」や「前に支払を受けた退職手当等の支払金額の基礎とされた期間」を勤続期間に加算した期間により勤続年数を計算します。(所令69-ロ・ハ)。

退職手当等から控除する退職所得控除額は、その勤続年数により計算した控除額から、前に受けた退職手当等の勤続年数(1年未満の端数切捨て)に応じた退職所得控除額を控除した額となります。(所法30④一、所令70①一・③)

【設例】

親会社X社に12年9か月勤務。その後転籍(退職金の支給あり)により、子会社Y社に13年2か月勤務し退職した場合

- ① 子会社Y社の退職金の勤続年数 26年
(12年9か月＋13年2か月(1年未満の端数切上))
- ② ①に対する退職所得控除額
800万円＋70万円×6年＝1,220万円
- ③ 親会社X社の勤続年数
12年(12年9か月(1年未満端数切捨て))
- ④ ③に対する退職所得控除額

40万円×12年＝480万円

- ⑤ 子会社Y社の退職手当の退職所得控除額
②－④＝740万円

3. その年に2以上の退職手当の支払いを受ける場合

その年に2以上の退職手当の支払いを受ける場合には、これらの退職手当のうち最も長い勤続期間により勤続年数を計算します。しかし、その最も長い勤続期間以外の期間のうちその最も長い勤続期間と重複していない期間がある場合には、その重複していない期間をその最も長い勤続期間に加算して勤続年数を計算します。(所令69①三)

4. その年の前年以前4年以内に退職手当の支払いを受けている場合

その年の前年以前4年以内(確定拠出年金に係る一時金は14年)に退職手当等の支払いを受け、かつ、その年に退職手当等の支払いを受けた場合に、その年に支払を受けた退職手当金の勤続期間の一部がその年以前4年以内に支払を受けた退職手当に係る期間と重複している場合には、その年に支払を受けた退職手当等についての勤続期間による退職所得控除額からその重複している部分の期間(1年未満の端数切捨て)を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額を控除した額をもって退職所得控除額とされます。(所法30④一、所令70①二・③)

なお、この場合において、前の退職手当等の金額が退職所得控除額に満たないときは、前の退職手当の勤続期間について一定の調整がされます。(所令70②)

5. 個人事業当時の期間を通算して退職手当を支給する場合

個人事業当時の勤続期間を含めて退職金の額を計算することが退職給与規程等において明らかとなっている場合には、勤続期間の通算が認められます。

ただし、その退職所得者が青色事業専従者であった場合は、法人設立の日からとなり、個人事業当時の勤続期間との通算はみとめられません。